

令和 5 年 8 月 21 日
委員協議会決定

令和 6 (2024) 年財政的援助団体等監査実施計画

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、以下のとおり、財政的援助団体等監査を実施する。

1 監査の目的

愛知県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 6 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「県が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの、県が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか」について監査することを目的とする。

2 監査の対象

(1) 実施団体

実施団体は、「財政的援助団体等監査実施団体選定基準」（別紙 1）に基づき選定した団体とする。なお、県の財政的援助等の区分ごとの団体数は、次表のとおりであり、実施団体の一覧は「財政的援助団体等監査実施団体」（別紙 2）のとおりである。

| 財政的援助等の区分 | 実施団体数 | |
|-----------------------|-------|-----------------------|
| | | うち監査委員による 監査の実施団体数 |
| 出資団体 | 10 | 5 |
| 公の施設の指定管理者・ 指定管理法人 | 8 | 0 |
| 補助金等交付団体 | 29 | 0 |
| 計 | 47 | 5 |

(2) 対象事務

主として、令和 4 (2022) 年度における県の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を対象事務とする。

3 監査日程

原則として、令和 5 (2023) 年 9 月及び 10 月に実施する。

4 監査の主な着眼点

監査に当たっては、財政的援助等の区分に応じ、主として、次の点に留意し実施する。

(1) 合规性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従って適正に処理されているかという観点

(2) 経済性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

(3) 効率性

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(4) 有効性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

5 監査の実施内容

(1) 事務局職員による監査（事務局監査）

事務局職員は、2(1)で選定した団体に対し、実地で監査を実施する。

監査に当たっては、実施団体の監査対象事務におけるリスク（財政的援助等の目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施する。

(2) 監査委員による監査（委員監査）

監査委員は、2(1)で選定した団体に対し、事務局職員による監査の結果を踏まえ、実地で監査を実施する。

なお、監査委員はその判断により、監査をオンライン又は書面で実施することができる。

6 監査の結果に関する報告

監査の結果に関する報告は、委員協議会で決定した後、速やかに議会及び知事並びに関係のある委員会又は委員へ提出し、公表する。

7 委任

この計画に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

財政的援助団体等監査実施団体選定基準

| 区分 | 対象団体 | | 選定基準 | | |
|---|--|---|--------------|--|--|
| | | | 事務局監査 | 委員監査 | |
| | | | | 団体数 | |
| 出資団体 | ①県が当該法人の資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人 ②県及び県が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人 | 出資率 100% (愛知県道路公社(県出資率 99.9%)及び愛知県文化振興事業団(県出資率 99.5%)を含む。) | 対象団体の概ね2分の1 | 全ての事務局監査実施団体 (前年に委員監査を実施した団体を除く。) | 5 (出資率 100%の団体数が5を超える場合、当該団体数とし、出資率 25%以上 100%未満の団体は選定しない。) |
| | | 出資率 25%以上 100%未満 | 対象団体の概ね4分の1 | 事務局監査実施団体のうち、出資金額が多い団体 (委員監査を実施する出資率 100%の団体数が5未満の場合に限る。) | |
| 損失補償団体 (出資団体を除く。) | 当該団体の行う事業について、県が損失補償を行うもの | 原則として、損失補償残額 1 億円以上 | 対象団体の概ね5分の1 | — | — |
| 公の施設の指定管理者・指定管理法人 (出資団体及び損失補償団体を除く。) | 愛知県条例に基づく指定管理者・指定管理法人(原則として、政府機関の監督を受けるもの及び地方公共団体を除く。) | 指定管理料及び利用料金の合計額(指定管理法人にあっては管理事業費)が1千万円以上 | 対象団体の概ね4分の1 | | |
| | | 上記以外の団体 | 特に必要と認められた団体 | | |
| 補助金等交付団体 (出資団体、損失補償団体及び指定管理者・指定管理法人を除く。) | 県単独事業で、補助金等の財政的援助を与えているもの(原則として、交付先が政府機関の監督を受けるもの及び地方公共団体を除く。) | 交付額 5 千万円以上 (ただし、学校法人にあっては交付額 1 億円以上とする。) | 対象団体の概ね4分の1 | | |
| | | 上記以外の団体 | 特に必要と認められた団体 | | |
| 信託団体 | 県が受益権を有する不動産の信託の受託者 | | 特に必要と認められた団体 | | |

(注) 上記にかかわらず、事務局監査の結果を踏まえて、特に必要と認められた団体に委員監査を実施する場合があります。

財政的援助団体等監査実施団体

| 団体区分 | 団 体 名 | | |
|---------------------------|-------|---|---|
| 出資団体 | 1 | 愛知県公立大学法人（交付金、補助金） | ○ |
| | 2 | 公益財団法人愛知公園協会（指定管理、補助金） | |
| | 3 | 愛知県住宅供給公社（補助金、負担金） | ○ |
| | 4 | 愛知県道路公社 | ○ |
| | 5 | 愛知環状鉄道株式会社 | ○ |
| | 6 | 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（貸付金） | ○ |
| | 7 | 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団（指定管理、補助金） | |
| | 8 | 公益財団法人愛知県生活衛生営業指導センター | |
| | 9 | 公益財団法人愛知・豊川用水振興協会 | |
| | 10 | 公益財団法人愛知県スポーツ協会（補助金） | |
| 公の施設の指定 管理者・指定管 理法人 | 11 | 朝日遺跡ミュージアム共同事業体〔あいち朝日遺跡ミュージアム〕 | |
| | 12 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会〔愛知県三河青い鳥医療療育センター〕 | |
| | 13 | アイラック愛知株式会社〔愛知県産業労働センター〕 | |
| | 14 | 森林公園ゴルフ場運営株式会社〔ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場〕 | |
| | 15 | 公益財団法人愛知公園協会 一般社団法人愛知県緑化センター協力会 共同体〔愛知県緑化センター、愛知県昭和の森〕 | |
| | 16 | 三河港コンテナターミナル株式会社〔豊橋コンテナターミナル〕 | |
| | 17 | 口論義みらいスポーツコミュニティ〔愛知県口論義運動公園〕 | |
| | 18 | 学校法人名城大学〔愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科〕（補助金） | |
| 補助金等交付 団体 | 19 | 学校法人金城学院 | |
| | 20 | 学校法人栗本学園 | |
| | 21 | 学校法人椋山女学園 | |
| | 22 | 学校法人中部大学 | |
| | 23 | 学校法人桜花学園 | |
| | 24 | 学校法人電波学園 | |
| | 25 | 学校法人東邦学園 | |

| 団体区分 | 団 体 名 | |
|------|-------|--------------------------|
| | 26 | 学校法人平山学園 |
| | 27 | 学校法人名鉄学園 |
| | 28 | 学校法人黄柳野学園 |
| | 29 | 学校法人愛知真和学園 |
| | 30 | 学校法人さくら学園 |
| | 31 | 学校法人一宮栽松学園 |
| | 32 | 学校法人恭敬学園 |
| | 33 | 社会福祉法人一期一会福祉会 |
| | 34 | 社会福祉法人大同宏緑会 |
| | 35 | 社会福祉法人福寿園 |
| | 36 | 愛知用水土地改良区 |
| | 37 | 田原市土地改良区 |
| | 38 | 豊川総合用水土地改良区 |
| | 39 | 領内川用悪水土地改良区 |
| | 40 | 明治用水土地改良区 |
| | 41 | 公益財団法人愛知県市町村振興協会 |
| | 42 | 国際芸術祭「あいち」組織委員会 |
| | 43 | 公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団 |
| | 44 | 愛知県商店街振興組合連合会 |
| | 45 | 公益社団法人愛知県園芸振興基金協会 |
| | 46 | 一色うなぎ漁業協同組合 |
| | 47 | アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会 |

- (注1) ○印は、委員監査を実施する団体を表す。ただし、事務局監査の結果を踏まえて、追加する場合がある。
- (注2) 出資団体及び公の施設の指定管理者・指定管理法人の団体名の後ろの()は、他の財政的援助等の内容を表す。
- (注3) 公の施設の指定管理者・指定管理法人の団体名の後ろの[]は、公の施設名等を表す。